

航空法

I. 案内情報

- ① 手続名：外国航空機の軍需品輸送の許可
- ② 手続根拠：航空法第128条（航空法施行規則第231条の3）
- ③ 手続対象者：外国籍航空機により軍需品を輸送しようとする者
- ④ 提出時期：運航の予定期日の10日前までに提出
- ⑤ 提出方法：航空法施行規則第231条の3各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部国際航空課へ提出してください。
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：なし
- ⑧ 申請書様式：特になし
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部国際航空課にお問い合わせ下さい。

II. 窓口情報

- ① 提出先：国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課 03-5253-8111
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：提出先に同じ

III. 手続情報

- ① 審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成6年空総第177号）
- ② 不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）